

事務連絡  
令和3年1月8日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

### 職場への出勤等（テレワーク等）について

標記の件について、昨日、緊急事態宣言が発出されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が変更され、一都三県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が別添（令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡別紙1）のとおり規定されました。

この中では、

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること
  - ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- とされていることから、係る趣旨を踏まえ、貴会におかれましても適切に御対応いただくとともに、会員への周知をお願いいたします。

（参考）

- 内閣官房 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」  
<https://corona.go.jp/emergency/>